

感 発 0925 第 5 号
令 和 5 年 9 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について（施行通知）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第118号）が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）により、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）が新たに届出対象の5類感染症とされたが、第71回厚生科学審議会感染症部会（令和5年2月9日開催）による検討を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る法第14条第2項の指定届出機関による都道府県知事への届出については、都道府県知事における指定届出機関の指定に時間を要することから、規則附則第3条により特

例規定を設け、当分の間、法第 14 条第 2 項の届出を要しないこととしている。

新型コロナウイルス感染症が届出対象の 5 類感染症とされてから、一定期間が経過しており、第 78 回厚生科学審議会感染症部会（令和 5 年 7 月 25 日開催）による検討を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る法第 14 条第 2 項の指定届出機関による都道府県知事への届出の特例規定を削除することとする。

2 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る法第 14 条第 2 項の指定届出機関による都道府県知事への届出の特例規定を削除する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 留意事項

指定届出機関の指定及び当該機関による届出については、平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」（令和 5 年 9 月 25 日付け感発 0925 第 4 号一部改正）及び平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（令和 5 年 9 月 25 日付け感感発 0925 第 2 号一部改正）に基づき実施すること。